

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公印省略)

見積依頼書

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 1 件名 | テレビ共聴設備改修工事 |
| 2 施行場所 | 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1 木曾川中下流用水総合管理所 |
| 3 工期 | 契約締結の翌日から60日間 |
| 4 内容等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 見積書等 | |
| 1) 様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和7年8月20日 12:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5) 質問書 | 令和7年8月8日 12:00 まで
※質問の回答については、令和7年8月12日までにHPに掲載します。 |
| 6) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和7年8月20日 16:00 までとします。 |
| 7) その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 3 見積結果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

【オープンカウンター方式】

テレビ共聴設備改修工事
仕様書

令和7年7月

独立行政法人水資源機構
木曾川中下流用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

本仕様書は、テレビ共聴設備改修工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事の内容

2-1 工事場所

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1 木曾川中下流用水総合管理所

2-2 工事概要

本工事は、木曾川中下流用水総合管理所のテレビ共聴設備の改修を行うものである。

第3節 工期

契約締結の翌日から60日間

第4節 工事数量

4-1 工事数量

工事数量は、別添「工事数量総括表」のとおりである。

4-2 施工範囲

本工事の施工範囲は、工事数量総括表の構成品目に示す設備の設計、製作、搬入、据付を行うものである。

第5節 成果品の納品

受注者は、工事の完成に当たって、図書を作成し、担当職員に提出するものとする。

第6節 工事現場発生品

本工事で発生する現場発生品は、発注者に引き渡すものとする。

第7節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 材料の仕様

第1節 材料の仕様

受注者は、材料の搬入時において、品質及び規格について担当職員の確認を受けるものとし、事前に材料確認願いを担当職員に提出するものとする。

品名	型式・規格等	数量	備考
テレビアンテナ	UHF 20素子	2組	名古屋向 桑名向
混合器（屋外型）	U・V混合	1個	
増幅器	CS・BS・UHF・FM用 46dB	1個	

第3章 据付（施工）

第1節 据付

1. テレビアンテナは、既設アンテナマストを使用し、既設と同位置に取り付けるものとする。
2. 混合器（屋外型）は、既設アンテナマストに取り付けるものとする。
3. 増幅器は、屋上階のテレビ共聴設備収納盤に取り付けるものとする。
4. 各アンテナ、混合器（屋外型）、増幅器間は既設同軸ケーブルを流用すること。
5. 施工完了後に各テレビの受信確認を実施するものとし、担当職員の確認を受けるものとする。

第2節 撤去

据付に伴う撤去品は、次のとおりとする。

テレビアンテナ	4組
混合器	2個
増幅器	2個

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 テレビ共聴設備改修工事

独立行政法人 水資源機構

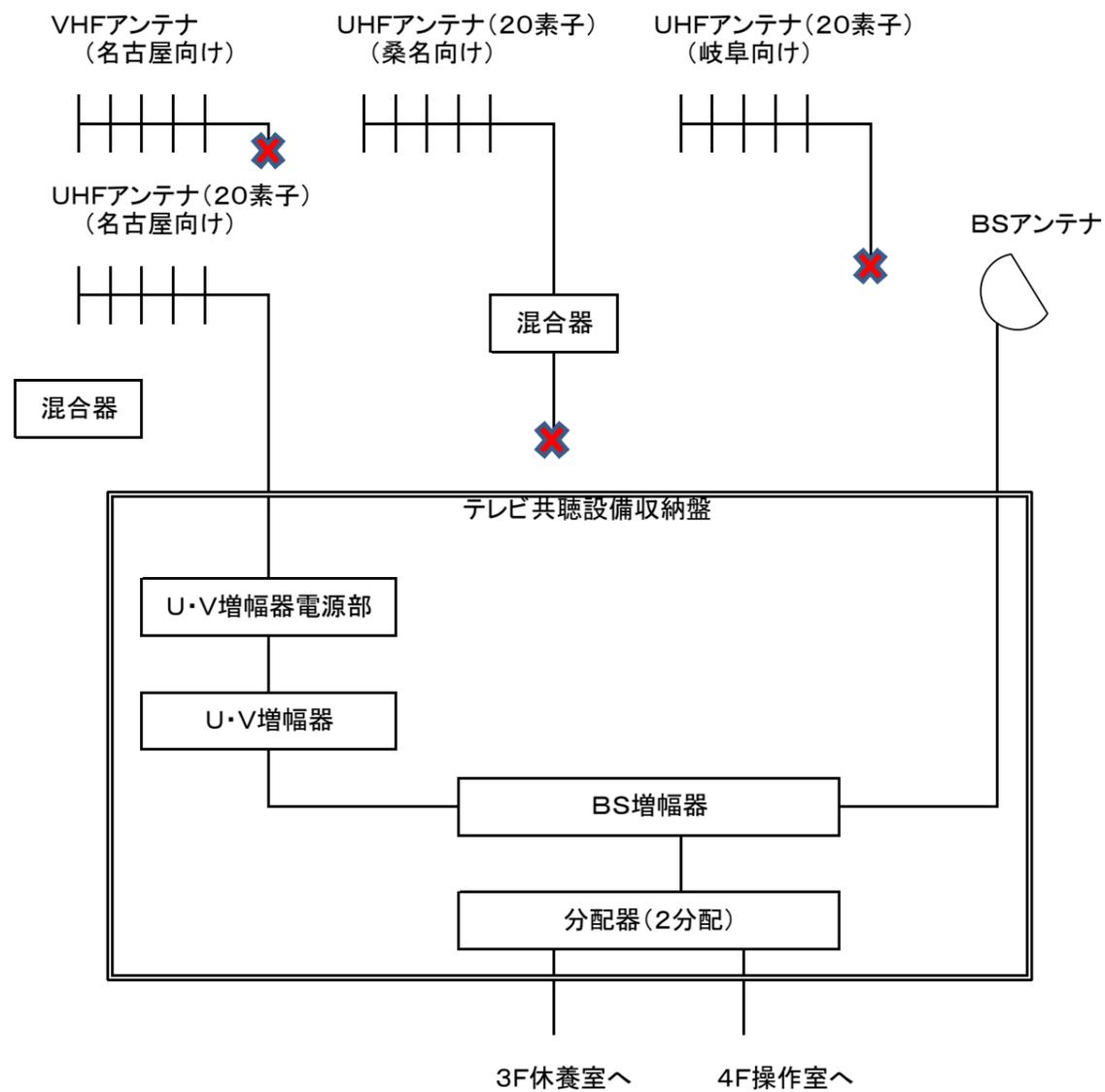
工事数量総括表

工事名	テレビ共聴設備改修工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電子応用設備		式		1		
CCTV設備工		式		1		
CCTV装置設置工		式		1		
テレビアンテナ設置		組		2		
混合器設置		個		1		
増幅器設置		個		1		
CCTV装置撤去工		式		1		
テレビアンテナ撤去		組		4		
混合器等撤去		個		2		
増幅器撤去		個		2		
直接工事費		式		1		

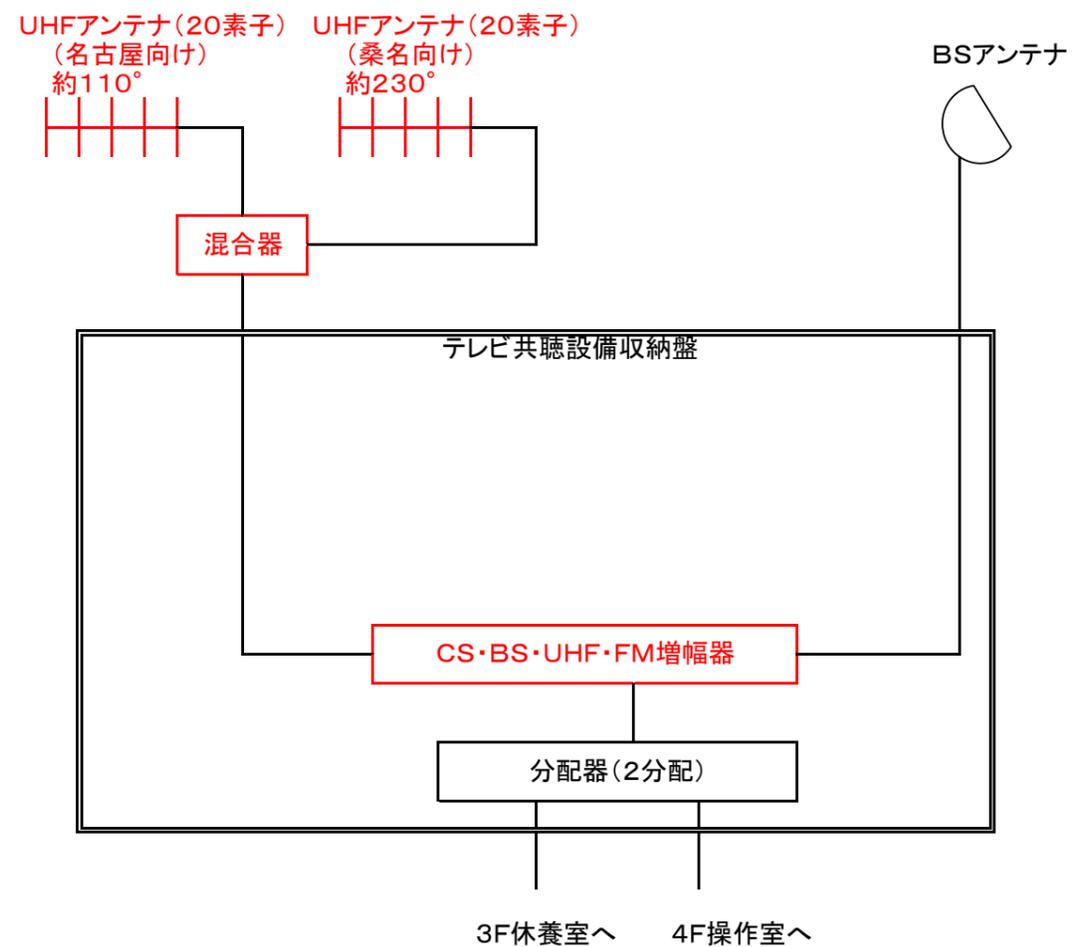
工事数量総括表

工事名	テレビ共聴設備改修工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

改修前

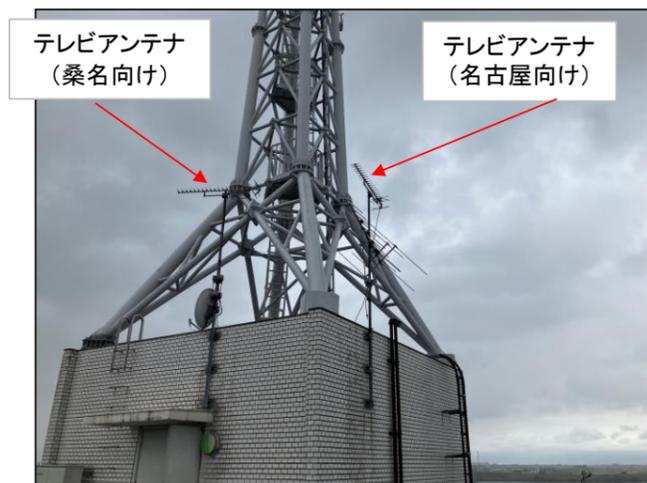


改修後

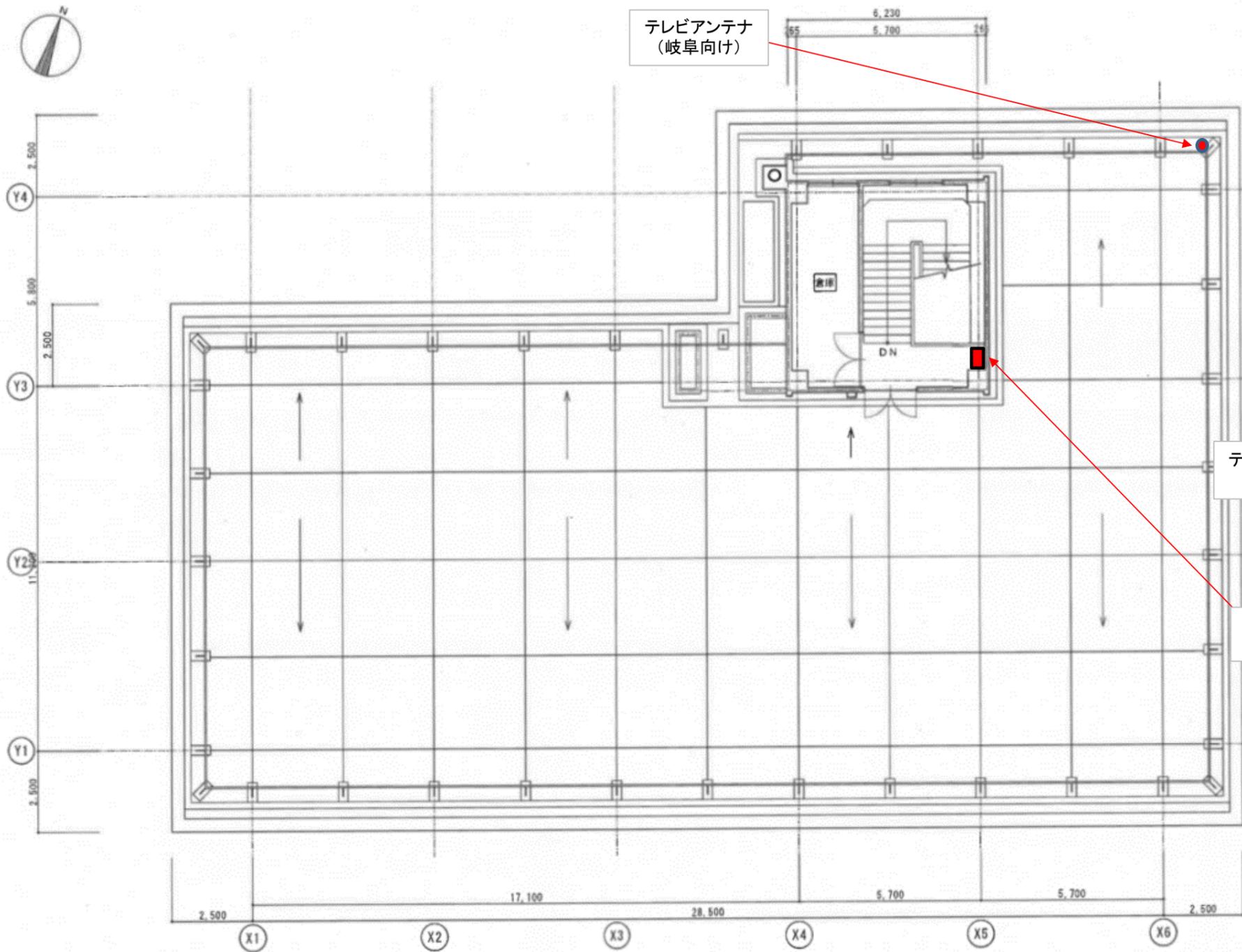


※現状、名古屋向けのテレビアンテナで、NHK岐阜、岐阜テレビが視聴できる。岐阜向けアンテナ取替は行わない。

凡例: 取替

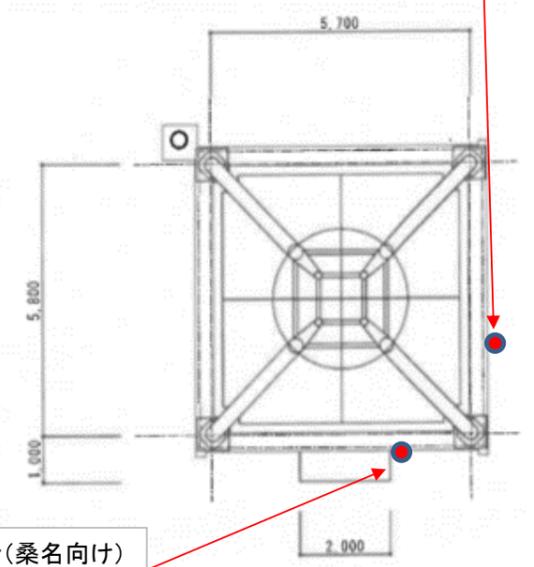


工事名		テレビ共聴設備改修工事	
名称		テレビ共聴設備構成図	
登録番号	整理番号	1	
独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所			



テレビアンテナ
(岐阜向け)

テレビアンテナ
(名古屋向け)



テレビアンテナ(桑名向け)
BSアンテナ

テレビ共聴設備収納盤

現況PH階平面図 S=1/100

現況PH階平面図 S=1/100

工事名 テレビ共聴設備改修工事	
名称 テレビ共聴設備平面図	
登録番号	整理番号 2
独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所	

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年8月7日に交付された(件名:テレビ共聴設備改修工事)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。